

加 監 公 表 第 4 号

令 和 5 年 4 月 6 日

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 藤 原 繁 樹

加古川市監査委員 井 上 恭 子

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和5年2月6日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年2月6日付けで受理した。

なお、令和5年2月17日に請求人から本請求に係る証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) A町内会及びB町内会から推薦された加古川市人権啓発推進員（以下「市推員」という。）に係る令和3年度報償金（以下「本件報償金」という。）について

ア A町内会から推薦された市推員（以下「市推員 a」という。）への本件報償金について

市推員 a の令和3年度の加古川市人権啓発推進員活動報告書（以下「活動報告書」という。）によれば、市推員 a は開催予定であった令和3年度第2回全体研修会（人権フォーラム）（以下「第2回全体研修会」という。）が中止になっているにもかかわらず、令和3年度活動報告書の出欠欄の「出」に丸印が付されている。また、令和3年度活動報告書に市推員の活動とは何ら関係のない自治会の三役定例会を市推員に求められる活動を行ったとして記載している。よって、市推員 a に本件報償金を支給していることは、問題であると思われる。

イ B町内会から推薦された市推員（以下「市推員 b」という。）への本件報償金について

市推員 b の令和3年度活動報告書によれば、市推員 b は令和3年度第4回全体研修会（明日をひらく人権のつどい）（以下「第4回全体研修会」という。）に

出席しただけの活動内容になっており、数時間の全体研修会に出席するだけで加古川市（以下「市」という。）は、市推員 b に年額 35,000 円の本件報償金を支給している。全体研修会に出席しただけでは、加古川市人権啓発推進員設置に関する条例（昭和 49 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定されている、相互に密接に連絡し、協力し、人権啓発の推進を図るための適切な活動を行っているとはいえない。よって、市推員 b に本件報償金を支給していることは、問題であると思われる。

よって、次の措置を求める。

- ・市推員 a 及び市推員 b に係る本件報償金の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 市推員 a 及び市推員 b に係る本件報償金の支給について

市が市推員 a 及び市推員 b に本件報償金を支給したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

市民協働部

(3) 請求人の陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 5 年 3 月 1 日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

市民協働部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和 5 年 3 月 1 日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

ア 市推員の概要・現況について

市推員は、条例第4条の規定に基づき、市民への人権教育の啓発を推進するリーダーとして、町内会長からの推薦に基づいて市長が委嘱している。市推員の定数は400人であり、令和5年1月1日現在、366人に委嘱している。

イ 市推員の活動について

市推員の任務は、条例第3条第1項において、「人権啓発の推進を図るために、適切な活動をするものとする。」と規定されている。そして、市推員の委嘱時に「人権啓発推進員ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）」を配付しており、ハンドブックには、次のとおり記載されている。

(ア) 自己研修を重ね、人権啓発の目的を正しくつかむこと。

(イ) 日常生活のなかで、身近なことから実行すること。

(ウ) 人権尊重の大切さ、すばらしさを家庭や地域に広めること。

また、市推員の具体的な活動は、次のとおり記載されている。

(ア) 自己研修…研修会への参加や施設の視察、また啓発冊子や資料等を読んだり、啓発のテレビ番組等を視聴するなど、学習を深め、活動力を高める。

(イ) 身近な実践…家庭や地域、職場等で「人を大切にする」ことを実践し、自己の生き方を高め、人権啓発推進の原動力となる。

(ウ) 研修会の実施…各地域での小学校区人権・同和教育協議会の活動推進の中心となり、研修会の企画運営にあたりるとともに、町内会が実施する町内懇談会（以下「町懇」という。）の推進計画をたてる。

また、市推員によって組織され、市推員に対する研修や校区内活動に対する支援等を目的とした加古川市人権啓発推進員協議会（以下「市推協」という。）が設立されている。市推協は、市推員の組織的な活動を推進するとともに、効果的な人権啓発の推進を図ることを目的とし、会長、副会長、会計、理事、常任理事等の役員を選出している。その活動としては、理事会や総会等において、市推員間の連携、情報共有を図るとともに、市推員への研修会の開催、町懇の企画に向けた支援や「明日をひらく人権のつどい」をはじめとする市民に向けた人権啓発

活動など効果的・組織的な活動を行っている。市推員は、これらの市推協の活動を通じて、条例第3条第2項に規定されている市推員の任務である「市推員相互の密接な連絡、協力」を行っている。

市推員がそれぞれの地域において活動を行うことは、より地域の実情に応じた的確な人権啓発を行うことができ、地域の住民である市推員が直接啓発を行うことで、地域住民が人権について身近に感じるができる効果があると認識している。さらには、市推員を地域の住民に委嘱することにより、自己研修等を通じて市推員自体の人権意識が向上し、それが地域に普及することで地域の人権意識が高まることが期待できるなど、人権教育の推進に大きな効果があると認識している。

ウ 市推員の委嘱について

市推員の委嘱については、条例第4条において、「推進員は、人権啓発の推進に熱意をもって活動できる者で、町内会長の推せんに基づき、市長が委嘱する。」と規定されている。また、条例第5条第1項において、「推進員の任期は、2年とする。」と規定され、同条第2項においては、「推進員は、再任されることができる。」と規定されている。

委嘱の流れについては、

- (ア) 各町内会長に、市推員の推薦を依頼
- (イ) 町内会で被推薦者を決定
- (ウ) 被推薦者から「承諾書」を町内会長に提出
- (エ) 町内会長から市に「推薦書」及び「承諾書」を提出
- (オ) 市長が被推薦者に委嘱

となっている。

なお、任期中の市推員が退任した場合は、任期が2年のため、上記の手続を随時行い、新たに市推員を委嘱することとなっている。

市推員の委嘱について「町内会長からの推薦ではなく、公募でも問題ないのでは」という意見については、公募を行った場合、応募者が特定の地域に偏る可能性があるため、それぞれの地域において市推員が町懇など地域単位においての活

動を行うことで、地域の人権について身近に感じることができ、また地域の人権意識が向上することが期待できる。また、地域において人権に通じた人を増やしていくことも重要であることから、それぞれの地域に市推員の存在は必要であり、地域からの推薦による現行の方法が最適であると認識している。

エ 市推員の報償金について

市推員が、条例及びハンドブックに規定する市推員に求められる活動を行った場合、加古川市人権啓発推進員の委嘱に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、年額35,000円の報償金を支給している。また、年度途中の5月以降に市推員として委嘱した者については、要綱第4条第1項及び第2項の規定に基づき、委嘱をした月から月割りで計算した報償金を支給する。一方、離職又は死亡した者については、要綱第4条第1項及び第2項の規定に基づき、当該事由が生じた月までの報償金を支給することとしている。なお、要綱第4条第4項の規定により、市推員に求められる活動を年間を通じて1日も行わなかった者については、報償金を支給しない取扱いとしている。

報償金は、要綱第4条第5項の規定により、その年度分を3月21日（その日が加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）に支給することとなっている。報償金の支給については、市推員に求められる活動を行っているかを確認するために、市推員に対して2月中旬を目途に、活動報告書の提出を求めている。そして、活動報告書の内容から、市推員に求められる活動を行っていることが確認できたものに報償金を支給している。なお、報償金は、市推員に指定された口座に振り込む方法で支給している。

オ 市推員 a への本件報償金の支給について

市推員 a について、「令和3年8月22日開催予定であった第2回全体研修会が中止になったにもかかわらず、令和3年度活動報告書の出欠欄の「出」に丸印が付されている」という指摘については、加古川市人権・同和教育協議会が主催

の人権フォーラムが、コロナ禍のため関係者のみの開催となったことにより、市推協の第2回全体研修会として人権フォーラムを位置付けていたが、中止となったため、請求人の指摘のとおり、令和3年度活動報告書の出欠欄の「出」に丸印が付されていることについては、確認漏れである。また、事業・研修（会議）名の欄に「自治会三役定例会」と記載があるため、「市推員の活動ではないのではないか」という請求人の指摘については、自治会の三役定例会は町内会業務であることから、実際に当該定例会の中で市推員に求められる活動を行ったかについては、聞き取りを行っておらず未確認である。しかし、市推員 a については、全体研修会を3回、町懇と事前研修会、市推員定例会3回の出席を確認していることから、市推員に求められる活動が行われているため、本件報償金を支給したものであり、返還の必要はないと考えている。

カ 市推員 b への本件報償金の支給について

市推員 b について、第4回全体研修会に参加したことのみが、令和3年度活動報告書に記載されている。要綱第4条第4項において、「報償金は、加古川市人権啓発推進員が年のうち1日も業務に従事しなかったときは、支払わない。」と規定されている。当該規定によれば、1日でも市推員に求められる活動を行っていれば報償金の支給対象となるが、この全体研修会への参加によって市推員に求められる活動を行っていることが確認できたため、本件報償金を支給したものであり、返還の必要はないと考えている。

令和3年度は、コロナ禍の中で、市推協の定期総会の中止及び市推員を対象に年間4回開催する全体研修会も2回のみ開催となった。また、町懇も中止となった町内会が多かったことから、市推員の活動範囲は大きく狭まった。これらのことから、例年に比べ、令和3年度活動報告書に記載する活動内容が少ない市推員が存在していたことは事実である。コロナ禍が収束した際には、通常の活動が行えるよう、市としては報償金の支給対象を狭めるのではなく、市推員がより活動できる体制の整備を検討していきたいと考えている。今後は、研修会を開催する曜日や時間帯など、市推員が参加しやすい工夫を検討するとともに、市推員の

啓発活動や町懇の企画・準備等、地域における活動を進めていく中でのノウハウや知識を共有する方法など、市推員の活動支援について、市推協とも連携しながら検討をしていきたいと考えている。

また、市推員から提出される活動報告書についても、疑義がある場合は本人に聞き取るなどその内容を確認し、適切な活動内容の把握に努めていく予定である。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	藤 原 繁 樹
加古川市監査委員	井 上 恭 子

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 市推員 a 及び市推員 b に係る本件報償金の支給について

請求人は、市が市推員 a 及び市推員 b に支給した本件報償金の返還を求めていることから、市推員 a 及び市推員 b に係る本件報償金の支給が違法又は不当であると主張していると解し、以下の項目について検討する。

ア 報償金の支給に係る事務手続について

報償金の額は、要綱第3条において、「加古川市人権啓発推進員の報償金の額は、年額35,000円とする。」と規定されている。また、要綱第4条第4項において、「報償金は、加古川市人権啓発推進員が年のうち1日も業務に従事しなかったときは、支払わない。」と規定され、同条第5項においては、「年額による報償金は、その年度分を3月21日に支払う。ただし、その日が加古川市の

休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支払う。」と規定されている。

関係職員への調査の結果、本件報償金について次のとおり事実を確認した。

（ア）市は、市推員 a 及び市推員 b を令和3年4月1日付けで市推員として委嘱した。

（イ）市推員 a 及び市推員 b は、令和3年度活動報告書を提出し、市はこれを受付した。

（ウ）市は、令和3年度活動報告書により、市推員 a 及び市推員 b が市推員に求められる活動を行っていることを確認し、令和4年3月18日に本件報償金35,000円を市推員 a 及び市推員 b に指定された口座にそれぞれ振込みした。

よって、本件報償金の支給に係る事務手続は、要綱第3条並びに第4条第4項及び第5項に基づき、適正に行われていると判断する。

イ 市推員の活動実績及び履行確認について

（ア）市推員 a について

市推員 a の令和3年度活動報告書によれば、市推員 a は、開催予定であった第2回全体研修会が中止になっているにもかかわらず、令和3年度活動報告書の出欠欄の「出」に丸印が付されていること及び市推員の活動とは何ら関係のない自治会の三役定例会を市推員に求められる活動を行ったとして記載しているため、請求人は、市推員 a に本件報償金を支給していることは、問題であると主張している。

関係職員への調査により、第2回全体研修会が中止になっているにもかかわらず、市推員 a の令和3年度活動報告書の出欠欄の「出」に丸印が付されていることについては、市の確認漏れであることを確認した。

また、令和3年度活動報告書に自治会の三役定例会を市推員に求められる活動を行ったとして記載していることについて、市推員に求められる活動を行ったかについても、市は未確認であることを確認した。

しかしながら、市推員 a は上記以外にも、町内懇談会事前研修会（令和 3 年 9 月 1 2 日開催）、市推員定例会（令和 3 年 1 0 月 4 日、1 2 月 6 日、令和 4 年 2 月 7 日開催）、第 3 回全体研修会（令和 3 年 1 0 月 2 1 日開催）、町懇（令和 3 年 1 1 月 7 日開催）、第 4 回全体研修会（令和 3 年 1 2 月 5 日開催）に出席しており、市推員に求められる活動を行っていることを確認した。

よって、市は、市推員に求められる活動を行ったかを詳細に確認すべきであったものの、市推員 a に市が本件報償金を支給したことについては不合理な点はないと判断する。

(イ) 市推員 b について

市推員 b の令和 3 年度活動報告書によれば、市推員 b は、第 4 回全体研修会に出席しただけの活動内容となっており、数時間の全体研修会に出席しただけで、市は年額 3 5, 0 0 0 円の本件報償金を支給していること及び全体研修会に出席しただけでは、条例第 3 条に規定されている、相互に密接に連絡し、協力し、人権啓発の推進を図るための適切な活動を行っているとはいえないため、請求人は、市推員 b に本件報償金を支給していることは、問題であると主張している。

関係職員への調査によると、条例第 3 条に規定する市推員の任務は、ハンドブックにおいて、「（1）自己研修を重ね、人権啓発の目的を正しくつかむこと」、「（2）日常生活のなかで、身近なことから実行すること」、「（3）人権尊重の大切さ、すばらしさを家庭や地域に広めること」と大きく 3 つに分けて記載されている。上記（2）及び（3）の活動を達成するためにも、まず（1）の自己啓発等を重ねることが市推員に求められる必要な活動であることを確認した。

また、要綱第 4 条第 4 項において、市推員に求められる活動を 1 日も行わなかった者については、報償金を支払わないと規定されているが、市推員 b は、第 4 回全体研修会（令和 3 年 1 2 月 5 日開催）に出席しており、市推員に求められる活動を行っていることを確認した。

よって、市推員 b に市が本件報償金を支給したことは不適切とはいえず、

不合理的な点はないと判断する。

以上のことからア及びイを検討した結果、本件報償金の支給については、違法又は不当とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断する。

7 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

市推員に求められる活動は、（１）自己研修（２）身近な実践（３）研修会の実施となっており、市推員は年間の活動内容を活動報告書により報告することとなっている。（１）自己研修については、市推員の単なる自己啓発に留まらず、その研修内容をもとに、地域において人権尊重の理念を普及させることができる活動に結び付くものになるよう整理し、当該自己研修の内容を活動報告書に記載できるように様式の見直しも検討されたい。

また、報償金については、要綱の規定に基づき、適正に支給されているが、市民への説明責任を果たす観点から、年額35,000円の支給方法等について整理するとともに、報償金を辞退する場合の手続についても、規則等で規定することを検討されたい。